

議員発議案第2号

宮崎県議会会議規則の一部を改正する規則

宮崎県議会会議規則（平成10年宮崎県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(会議時間及び号鈴)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 [略]</u></p>	<p>(会議時間及び号鈴)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を変更することができる。</u></p> <p><u>4 [略]</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。